



## お知らせ

### 民生委員・児童委員が改選

地域住民の身近な相談役である民生委員・児童委員が12月1日に改選されました。

地域の高齢者や障がい者世帯、子どもたちの見守りを行い、生活上の心配事や困り事などの相談に応じます。

お住まいの地域を担当する民生委員・児童委員を確認したい場合は、お問い合わせください。

■問い合わせ 本庁福祉課地域福祉係(☎ 34-2324)、各総合支所福祉担当グループ

### 2020年農林業センサスを実施

2年2月1日を基準として、農林業に関係する全ての人を対象として実施します。

日本の農林業・農山村の実態を明らかにするため5年に一度実施し、各種計画の策定や推進・評価に活用される重要な調査です。

1月中旬に調査員が対象者を訪問し、農林業の経営状況の聞き取りや調査票の配付を行いますので、調査にご協力ください。

■問い合わせ 本庁政策企画課統計係(胆沢総合支所・☎ 34-2127)

### 灯油の油漏れに注意

例年、暖房器具を使用する機会の多い冬季に、灯油タンクからの油漏れが多く発生しています。油の除去には時間と労力がかかるほか、費用は流出させた人が負

担しなければなりません。

ホームタンクの老朽化に注意し、灯油をポリタンクへ小分けする際は気を付けましょう。

万が一、油を流出させてしまった場合や異常を発見した場合は、速やかにご連絡ください。

■連絡先 ▶本庁生活環境課環境係(☎ 34-2340)、各総合支所地域支援グループ ▶水沢消防署(☎ 24-7211)、同前沢分署(☎ 56-3820)、同胆沢分署(☎ 46-2441)、同衣川分署(☎ 52-3226)、江刺消防署(☎ 35-8119)

### 街路灯電気料金に補助金を交付

夜間における地域の安全を確保するため、町内会などが支払った街路灯電気料金に補助金を交付します。

■対象期間 平成31年1月～令和元年12月

■補助金額 ①契約容量40㏑以下…電気料金の全額②契約容量40㏑超…電気料金のおよそ半額

■提出書類 申請先で配布する申請書や電気料領収書など。詳しくはお問い合わせください

■申請期限 2年1月31日(金)

■問い合わせ・申請先 本庁維持管理課管理係(江刺総合支所・☎ 34-2494)、各総合支所地域支援グループ

### 市子どもの権利に関する推進計画案にご意見を

市は、子どもの権利を保障するため、第2次市子どもの権利に関する推進計画の策定を進めています。策定に当たり、市民の皆さんから広く意見を募集します。

■提出期限 2年1月13日(木)

■意見を提出できる人 市内に在住、通勤または通学する人

■計画案の閲覧場所 市ホームページ、本庁4階元気戦略室、各総合支所地域支援グループ、各地区センターほか

■提出方法 住所、氏名、電話番号などを明記し、郵送、ファクス、メールまたは直接提出

■問い合わせ・提出先 本庁4階元気戦略室(☎ 34-2223)

市ホームページ▶



### ミツバチ飼育届の提出を

ミツバチを飼育している人は、2年1月1日現在の飼育群数と

### 文化財防火デー消防訓練

貴重な文化財を火災から守るため、消防訓練を実施します。周辺道路の交通規制を行い、消防車がサイレンを鳴らして走行します。ご理解とご協力をお願いします。

■期日 ①2年1月19日(日)②1月26日(日)

■時間 午前10時～11時

■対象文化財・場所 ①竈神社本殿(前沢古城字北高大寺)②金銅聖観音座像懸仏(江刺稲瀬字新山/新山神社)

■交通規制 ①なし②国道456号(片側通行規制)

■問い合わせ 市教育委員会事務局歴史遺産課企画管理係(江刺総合支所・☎ 34-1315)



年間の飼育計画を提出してください。なお、花粉交配用のみの飼育や学術研究などのための密閉された空間での飼育は、届け出の対象外です。

■提出期限 2年1月31日(金)

■提出様式 県ホームページからダウンロードまたは問い合わせ先で配布

■問い合わせ・提出先 県南広域振興局農政畜産振興チーム(☎ 22-2842)

県ホームページ▶



### ILC解説セミナー

ILCに関する最新動向などについて解説します。

■日時 2年1月19日(日)午後2時半～4時

■場所 水沢地区センター

■その他 申し込み不要。同日一関会場も予定(時間:午前10時半～、場所:東山市民センター)

■問い合わせ 県ILC推進局(☎ 019-629-5217)

### 「働きたい!」若者を応援! いちサポ おうしゅうルーム

就労に関する個別相談、スキルアップ支援を行います。

■日時 2年1月8日(金)、22日(木)午前10時～午後3時

■場所 メイプル地下

■内容 ①午前…セミナーや作業訓練など、②午後…個別相談(要予約)

■対象 39歳以下の求職者、通信制・定時制の生徒やその家族

■参加料 無料

■申込期限 開催日の前日まで

■問い合わせ・申込先 いちのせき若者サポートステーション(☎ 0191-48-4467)

### 市第2次水道事業中期経営計画の平成30年度の達成状況

計画達成状況		(単位:%)	
指標(数値目標)	区分	計画	状況
有収率	総配水量に対して料金徴収の対象となった水量の割合	計画	77.8
		実績	77.8
管路の耐震化率	すべての管の延長に対する耐震性のある管の延長の割合	計画	14.6
		実績	14.5
経常収支比率	経常費用が経常収益によってどの程度賄われているかを示す	計画	104
		実績	105

有収率は、老朽管更新や水圧適正化事業などの漏水対策により前年度より改善し、計画値と同値となりました。また、管路の耐震化率は計画値より若干下回り、経常収支比率は計画値を若干上回りました。

■問い合わせ 本庁経営課(江刺総合支所・☎ 34-1516)

## 税申告用

### 要介護認定を用いた証明書類を発行します

元年分の税の申告で各種控除を受けるために必要な書類を次のとおり発行します。

#### ◎障害者控除を受けるための認定書

65歳以上の要介護認定者は、市の認定書により、要介護状態区分に応じた障害者控除を受けることができます。

#### ■対象者

元年12月末(元年中に亡くなった人は死亡日)時点で、要介護1以上の認定を受けている人  
※要介護4および5の人または要介護認定時の主治医意見書により寝たきり状態であることが確認できる人は特別障害者として、それ以外の要介護1～3の人は障害者として控除を受けることができます

#### ◎おむつ代の医療費控除を受けるための証明書

傷病によりおむつ6カ月以上にわたり寝たきり状態で、医師の治療に際し、おむつの使用が必要である場合には、医師から「おむつ使用証明書」(有料)の発行を受けることでおむつ代が医療費控除の対象となります。

市では、次に該当する人に、「おむつ使用証明書」の代わりとなる「主治医意見書内容確認書」(無料)を発行します。

#### ■対象者

次のすべてを満たす人  
①おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降で、要介護認定を受けている  
②要介護認定時の主治医意見書により、寝たきり状態で尿失禁の可能性があることが確認できる

#### ◎共通

■申請受付開始日 2年1月6日(日)  
■申請書 申請先に配置  
■必要書類 申請時に対象者本人の介護保険被保険者証の提示が必要(家族が申請する場合は、申請者の身分証明書の提示も必要)  
■問い合わせ・申請先 本庁長寿社会課介護認定係(☎ 34-2198)、各総合支所長寿社会担当